

平成21年度 第3回大阪市行政評価委員会 会議録

日 時 平成21年7月31日（金） 10時00分～11時30分

場 所 市役所 P1階会議室

出席者 （委員）

大住委員長、小幡委員、加茂委員、越井委員、惣宇利委員

（大阪市）

・市政改革室（事務局）

杉本市政改革室長、西山改革推進担当部長、吉村行政評価担当部長、

阿部行政評価担当課長、畑行政評価担当課長、

本田行政評価担当課長代理

・環境局

檜垣環境局長、高木総務部長、松本環境施策部長、永持技術監、

西山環境保全部長、木村事業部長、川瀬廃棄物適正処理担当部長、

大西施設部長

・中央卸売市場

天野企画運営担当部長、飯田総務担当課長

議 題

個別点検対象局の自己評価について

環境局

その他

（本田課長代理） それでは、ただいまから平成21年度第3回大阪市行政評価委員会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

永田委員長代理におかれましては、本日は所用のため御欠席でございます。

それでは、議事次第に基づき、本日の審議に入りたいと存じます。

議事の進行につきましては、大住委員長にお願いいたします。委員長、よろしく願います。

（大住委員長） それでは、前回に引き続きまして、今年度の個別点検について局長にお

越しいただき、局経営方針と局の自己評価について審議を行います。

本日は環境局の審議を行います。その後で第1回委員会で審議した中央卸売市場について、市場から改めて考え方を説明いただくことになっております。審議が終わりましたら、最後に10分前後で本日の意見の集約を図りたいと思いますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

環境局の皆さん、本日はお忙しい中、御苦労さまです。進め方につきましてですが、30分程度で平成20年度局経営方針の自己評価と21年度局経営方針の見直し内容について御説明をお願いします。その後で、一括して質疑を40分程度、行いたいと考えております。

それでは御説明をお願いいたします。

(環境局) 檜垣局長 環境局長の檜垣でございます。

平成20年度環境局経営方針の進捗状況に係る自己評価につきまして御説明させていただきます。

環境局では、快適で住みよい環境先進都市大阪の実現を目標像といたしまして、良好な都市環境の確保・地球環境保全の推進、持続可能な循環型都市の形成と廃棄物の適正処理、市民等との協働による環境施策の推進、さらに円滑な埋火葬事業の推進の4つの項目を使命といたしまして、生活環境から地球環境に至るまで、環境に関する施策を総合的に実施いたしておるところでございます。

お手元の資料の1枚目、めくっていただきまして、様式1を御参照いただきたいと思います。まず目標の達成状況でございますが、戦略の進捗状況につきましては、すべての戦略がBの評価であり、業績目標の達成状況については、達成した取組が26(81%)、進捗がおくれている取組が6(19%)となっております。おおむね期待どおりの成果を上げることができたと考えております。

環境局事業を取り巻く状況といたしましては、昨年7月に開催されました北海道洞爺湖サミットにおきまして、参加国首脳による地球温暖化防止に向けた協議を経て、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を現状から半減させることを共通の目標とする合意がなされるなど、環境問題全般に対する市民等の関心がこれまで以上に高まっておるところでございます。そのような状況下にあつて、大阪市域におきましては、地球温暖化とヒートアイランド現象により都市の高温化が進んでおるところでございます。市民、事業者等とも協働して、その対策に日々取り組んでおるところでございます。

ます。その成果の一例といたしまして、ヒートアイランド対策につきましては、モデル地区でのアンケート調査を実施いたしましたところ、住民の省エネ行動、打ち水行動の実践率が目標値を上回るなど、取組の成果があらわれたところでございます。今後とも、打ち水実施支援事業や緑のカーテン・カーペットづくり事業、風の道モデル事業に積極的に取り組み、ヒートアイランド現象の緩和に向けたムーブメントの創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境局におけるもう1つの重要な課題は、より一層のごみ減量・リサイクルの促進でございます。平成20年度におきましては、より一層のごみ減量・リサイクルの促進に向けまして、大阪市廃棄物減量等推進審議会に対しまして、昨年7月18日に経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について諮問するとともに、11月7日には新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について緊急諮問を行い、本年1月22日の同審議会から、当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策及びこれに基づく減量目標値について中間答申をいただきました。この中間答申の趣旨を踏まえまして、元気な大阪を目指す政策推進ビジョンでは、平成23年度までにごみ処理量を130万トンまで減量するといたします新たな目標を定め、より一層、積極的にごみ減量・リサイクルの取組を進めてまいったところでございます。

その結果、平成20年度のごみ処理量でございますが、景気の急速な悪化の影響もあるものの、平成20年1月から実施いたしました中身の見えるごみ袋による排出指定の導入や家庭向け啓発冊子「ごみのマナーABC」の全世帯への配付のほか、市内約20万事業所を対象に実施いたしました事業系ごみの適正区分、適正処理に向けました冊子「事業系ごみの分け方・出し方」の作成、配付、啓発指導の実施などによりまして、約135万トンということで、前年度の約148万トンに比し、大幅に減量したところでございます。

また当局におきましては、環境施策を効果的かつ効率的に実施するため、職員定数の30%、1,000人程度の削減に向けた取組を進めておりまして、平成20年度末までに651人の見直しを行いましたが、局長改革マニフェストの期限であります平成22年度までに目標を達成するには、早期退職の勧奨や職員の流動化など、全市的な対応が必要であると認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模での環境問題が大きくクローズアップされる状況下であり、私ども環境局の果たすべき役割がますます

まず重要となってきましたことから、引き続き環境先進都市大阪の実現に向けまして取組を強化してまいりたいと考えております。

以上、平成20年度環境局経営方針に係る自己評価の総括とさせていただきます。

引き続きまして、自己評価の概要につきまして、高木総務部長から御説明をさせていただきます。

(環境局) 高木総務部長 総務部長の高木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは様式2の方の説明をさせていただきます。それでは平成20年度局経営方針の進捗状況にかかわります自己評価につきまして、概要を御説明させていただきます。

環境局の目標像と使命を達成するために、平成20年度におきましては、都市環境の保全及びヒートアイランド対策をはじめといたしまして、3Rの取組の推進と適正処理の確保、市民等と協働・連携した環境施策の推進、漸増する埋火葬需要への対応、効率的な事業実施体制の構築といった5つの経営課題を設定し、取組を進めております。これら5つの経営課題のうち、主なものについて御説明させていただきます。

まず経営課題1、都市環境の保全及びヒートアイランド対策のうち、戦略1-1、交通環境対策につきましては、大阪市自動車交通環境計画に基づき、ハイブリッド車などのエコカーの普及促進や、関係機関と連携して交差点の改良など、局地汚染対策を実施しております。平成20年度の測定結果では、二酸化窒素並びに浮遊粒子状物質の両物質が、ともに測定を開始して以来、初めてすべての測定局におきまして環境基準に適合するなど、順調に推移しており、引き続きこれら物質にかかわります環境基準の適合維持を図ってまいりたいと考えております。

次に2ページ中ほどの戦略1-3、ヒートアイランド対策につきましては、モデル地区である西区南堀江地区におきましてアンケート調査を実施いたしましたところ、省エネと打ち水、それぞれの行動で住民の実践割合が目標を達成いたしました。しかしながら一方で、このモデル事業を全く知らなかったという回答が約4割もあるなど、本市の取組の認知度の向上が課題となっております。今後は市内全域に打ち水や緑化など、身近なヒートアイランド対策を普及拡大していくことに努めてまいりたいと考えています。

次に、同じく2ページ下段の経営課題2、3Rの取組の推進と適正処理の確保の戦略2-1、一般廃棄物処理基本計画に基づく3R推進につきまして。持続可能な循環型都市の構築に向けまして、中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入や各種啓発

指導の取組とともに、瓶、缶、ペットといった資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集の促進を図りますとともに、3ページに記載しておりますように、紙パック、乾電池、蛍光灯管等の拠点回収も行っております。そのうち資源ごみと容器包装プラスチックにつきましては、収集量自体は目標を下回りましたが、家庭系ごみ全体が減少する中で、ほぼ前年並みの量を確保できたことから、分別排出そのものは確実に進んでいると考えております。

また、3ページの紙パック・乾電池・蛍光灯管の拠点回収につきましては、回収場所や回収時間が限られているため、回収量は平成18年度からほぼ横ばいを続けており、目標には達成してない状況でございます。こういった状況に対処するため、本年4月からは政策推進ビジョンに沿いまして、市民の利用度が高い本市公共施設や利便性の高いスーパーマーケットなどの民間施設に、このような紙パック・乾電池・蛍光灯管などの回収ボックスを設置し、拠点回収場所の拡大を図っております。

次に、同じく3ページ下段の戦略2-2、事業系ごみの減量についてでございますが、本市におきましては、事業系のごみが市内から排出されるごみ、一般廃棄物でございますが、全体の6割を占めておりまして、その減量が喫緊の課題となっております。そういった事業系ごみの減量施策の1つとして、大規模建築物等の特定建築物への立入調査、いわゆる延べ床面積の1,000㎡以上のところの立ち入り指導を行っております。これにつきましては、平成20年度の実績では3,110件と業績目標は達成しておりますが、対象物件全体の実施には至っておらない状況があり、引き続き実施方法等の精査、工夫を行い、指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、その他の施策といたしまして、政策推進ビジョンにも掲げておりますように、排出事業者に対する啓発指導の強化や、焼却工場搬入時の搬入物検査の実施体制を充実させることによりまして、事業系ごみのより一層の減量を図ってまいりたいと考えております。

次に、4ページの戦略2-3、安定的な処理体制の確立につきましては、平成20年4月にごみ焼却工場のあり方を検討するために設置いたしました大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会におきまして、審議が一時中断されておりますことによりまして、焼却工場の配置整備計画を取りまとめる時期が延びております。当委員会の再開につきましては、焼却工場のあり方を検討する上で土台となる中長期的な視点に立った減量目標値が必要になるため、スケジュール全体が若干おくれておりますが、当

局といたしましては早急に新たなごみ減量目標値をお示しした上で、当初計画に基づき、検討委員会におけるより幅広い観点からの検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。これにつきましては、今日新聞にも出ておりましたように、新たに110万という目標を設定いたしましたので、早急にこの委員会を実施していきたいと考えております。

また、ごみ焼却エネルギーの有効活用の項目でございますが、発電量に関しまして、ごみ減量が進むことにより直接に影響を受けるため、当初予測を下回る結果となっておりますが、引き続き効率的な事業運営を進めながら、ごみ焼却エネルギーの有効活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、5ページ中ほどの経営課題3、市民等と協働・連携した環境施策の推進の中の戦略3 - 1、環境保全活動の推進につきましては、なにわエコ会議を中心に、市民、事業者、NPOとの環境施策の協働取組を推進し、区事業、その他イベント参加に際しての企画を充実することによりまして、会員の増加を図ってきたところでございます。これにつきましては、環境学習センターと連携しました取組は拡大できなかったものの、若い世代や大阪市環境経営推進協議会との連携等、企業の環境配慮活動のPRができたと考えております。

次に戦略3 - 2、市民によるごみ減量の取組の推進につきましては、町会や子供会などの営利を目的としない住民団体が実施いたします、資源集団回収団体の拡大を図りますため、ごみゼロリーダーと連携して資源集団回収団体の組織づくりを推進してきましたが、一般住宅が多い地域では集積場所の確保が困難であるなど、資源集団回収の団体数は業績目標を達成できていない状況であります。このような状況を踏まえまして、資源集団回収活動につきましては、政策推進ビジョンにも掲げましたように、活動を活性化するための奨励金の引き上げなど、支援制度の拡充や、決められた日時に各家庭の前に出していただき、戸別に回収するという新たな回収方式のモデル実施などにより、紙ごみなどの回収量と団体数の拡大を図ってまいりたいと考えております。これにつきましては、今年1行政区でテスト的にモデル実施をしたいと考えております。

次、6ページの戦略3 - 3、まちの美化の推進につきましては、11月1日から7日に全市一斉清掃、クリーン大阪2008を開催し、平成20年度は19万3,000人の方に参加をいただきましたが、目標の23万人には届かなかった状況でございます。美しいまちづく

りを進めるためには、より一層の市民、事業者との協働が重要であり、市民、事業者等の自主的な清掃活動を広める取組が必要であると考えておるところであり、当該事業の認知度を高めるため、引き続き効果的なPRに努め、参加者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に戦略3-4、路上喫煙マナー・モラルの向上の推進につきましては、路上喫煙マナーの向上に向けた取組といたしまして、昨年12月1日より、たばこ市民マナー向上エリア制度を新たに立ち上げたところでございます。この制度は、地域の市民、事業者の皆様が主体となって、既存の路上喫煙禁止地区以外の公共の場所で歩きたばこや迷惑たばこをしないようにエリアを定めまして、自主的に路上喫煙の防止活動を行うもので、その活動に対しまして本市が支援、協働する全国初の取組でございます。これら施策の実施によりまして、平成21年3月におけます、御堂筋、中之島を中心とします禁止地区内の路上喫煙率も0.3%となるなど、目標を達成しているところでございますが、引き続き市民の安心・安全で快適な生活環境を確保するため、路上喫煙対策の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、経営課題4、漸増する埋火葬需要への対応につきましては、本市の死亡人口推計を行い、将来における火葬需要の検討を行いましたところ、平成41年度には本市の火葬能力を火葬需要が上回るものと考えられる結果が得られたところであり、本市火葬施設の建替整備の検討が必要でございます。今後も増加が予想される市民の火葬需要に適切に対応するとともに、効率的な火葬体制を確立するため、引き続き斎場の火葬炉数などの規模や整備時期等の検討を行う必要があると考えております。

次に、7ページの経営課題5、効率的な事業実施体制の構築の中の戦略5-1、職員数の見直しと経常経費の削減でございますが、当局におきましては、局長改革マニフェストに基づきまして、「職員数の30%（1,000人程度）の削減」、給与の20%というのがありますが、これを柱に見直しております。人員の削減につきましては、これまでおおむね順調に推移しておりますが、先ほど局長の方からも御説明いたしましたとおり、いわゆる余剰人員の問題が生じており、平成22年度の期限までに目標を達成するためには、全市的な対応が必要であると認識しておるところでございます。なお、収集輸送業務につきましては、平成21年度中に抜本的な見直しの方向性をまとめていきたいと考えております。

次に、8ページの戦略5-2、事業の効率化の中の取組5-2- 、ごみ処理手数料

体系のあり方につきましては、昨年7月に大阪市廃棄物減量等推進審議会に対しまして、経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策につきまして諮問をさせていただきまして、ごみ処理手数料のあり方につきまして、客観的、学術的な審議を行っていただくため、専門家からなる手数料あり方部会という検討部会を設置いたしました。その後、本年4月には同部会からごみ処理手数料のあり方についての報告と、それを受けました審議会での審議が行われ、本年6月12日、新たに実施すべきごみ減量リサイクル施策につきまして最終答申が出されたところでございます。今後はこの答申の趣旨を踏まえまして、ごみ処理手数料のあり方につきまして具体的な見直しを進めてまいりたいと考えております。

最後に、最下段の取組5-2- 、廃棄物処理事業のあるべき経営形態につきましては、平成18年度で行った経営形態の比較検討におきまして、地方独立行政法人化が比較的優位な選択肢であるとの一定の結論を得て、この間、国等に対して要望等を行ってまいりましたが、現時点では地方独立行政法人法の改正について、早期に実現することは難しい状況であると認識しておるところでございます。当局といたしましては、業務遂行の一層の効率化を図りますとともに、今後の経営形態につきまして、外部委員の意見もお聞きしながら検討を行い、本年10月を目途に対応方針を決定したいと考えておるところでございます。

以上で、平成20年度局経営方針の進捗状況の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

(環境局) 檜垣局長 それでは引き続きまして、平成21年度局経営方針の中で重点的に取り組む課題など、局経営の考え方について御説明をさせていただきます。お手元の資料の経営方針を御参照いただきたいと思います。と存じます。

平成21年度の環境局経営方針につきましては、引き続き、良好な都市環境の確保・地球環境保全の推進や持続可能な循環型都市の構築と廃棄物の適正処理などを使命といたしまして、生活環境から地球環境に至るまで、環境に関する施策を総合的に実施し、快適で住みよい環境先進都市大阪の実現を目指すことといたしております。

また、同じく、局経営方針の中では、主な経営課題といたしまして5つの項目を掲げておりますが、その中でも平成21年度におきましては、経営課題1、良好な都市環境の確保・地球環境の保全の中のヒートアイランド対策と地球温暖化対策、そして経営課題2、3Rの取組の推進と適正処理の確保の中の市民・事業者等と協働した3Rの

推進に重点的に取り組む必要があると考えております。

まずヒートアイランド対策につきましては、風の道ビジョン素案の作成や区役所等の建物緑化の推進など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を引き続き実施していくことといたしております。また、地球温暖化対策につきましては、温室効果ガス削減に係る新技術の導入等に関する将来動向調査の実施や、太陽光発電補助制度の創設、運用など、温室効果ガスの排出抑制に重点を置いた地球環境保全への取組を、より一層積極的に推進してまいります。

次に、市民・事業者等と協働した3Rの推進でございますが、昨年夏における市長の森之宮工場建替計画の凍結発言以降、市民・事業者等と連携・協働したごみ減量・リサイクルの促進が、目下のところ当局における最大の課題となっております。本市におけるごみ、一般廃棄物につきましては、その6割を事業所や商店などから排出される事業系のごみが占めておりまして、日常的な家庭生活から生じる家庭系のごみが他の政令指定都市並みであることに対しまして、事業系ごみは産業構造などの違いはあるものの、他都市と比べても過大な状況が続いておるところでございます。そういったことから、先ほども御説明いたしましたように、昨年、大阪市廃棄物減量等推進審議会に対しまして、新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について諮問をいたしまして、本年1月に中間答申を、そして6月には最終答申をいただきました。そして昨日には、先ほど部長の方から説明がございましたとおり、その最終答申の趣旨を踏まえまして、平成27年度までにごみ処理量を110万トンまで減量とする新たなごみ減量目標値を定めたところでございます。今後はこの目標の達成に向けまして、新たなごみ減量・リサイクルの施策の具体化のための作業を進めますとともに、現在、審議が中断されてます大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会を早急に再開いたしまして、市全体のごみ焼却工場のあり方について御意見いただき、今後の廃棄物処理に係ります本市としての考え方、方針をまとめていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本年は私ども環境局にとりまして、今までにない大きな転換期でございます。非常に厳しい財政状況の中ではございますが、これらの課題の解消と、局経営方針の着実な実施に向け、局の総力を挙げまして取り組んでまいり所存でございます。

以上、平成21年度における局経営の考え方について御説明いたしました。

引き続きまして、平成21年度局経営方針の前年度からの主な変更内容につきまして、総務部長から御説明させていただきます。

(環境局)高木総務部長 それでは次に、平成21年度局経営方針にかかわります前年度からの変更内容につきまして、主な点を御説明させていただきます。

資料は別途、こういう絵をかいたものを用意させていただいております。タイトルは主な変更点と書いておりますが、これらの表で説明させていただきます。

まず、平成21年度局経営方針の主な変更点といたしましては、左側に記載しております平成20年度経営方針の経営課題3、協働、市民等と協働・連携した環境施策の推進の全項目につきまして、項目のつけかえを実施いたしております。これにつきましては、当行政評価委員会からの御指摘を受けまして、市民等との協働という概念を、経営課題を解決、実現していくための手段と位置づけまして、その他の経営課題の戦略並びに具体的取組に整理し直したものでございます。

また、同じく平成20年度経営方針の経営課題2、循環、3Rの取組の推進と適正処理の確保の中の戦略2-1、一般廃棄物処理基本計画に基づく3R推進と、戦略2-2、事業系ごみの減量につきましては、ごみ減量・リサイクルの促進といった3Rの取組が、新たに策定されました政策推進ビジョンの三本柱の1つとして位置づけられ、当局としてもこれまで以上に市民・事業者と協働した3Rの取組を総合的に推進していくこととしたため、平成21年度の経営課題2、3Rの取組の推進と適正処理の中の戦略2-1に一本化したところでございます。

さらに右側の平成21年度経営方針につきましては、まちの美化の推進の重要性にかんがみ、新たに清潔で美しいまちづくりの項目を設けまして、経営課題3として独立させたところでございます。

変更の大枠については以上でございます。あと、その他の主な変更点につきまして、もう1つの資料であります図表に基づきまして簡単に御説明させていただきます。

まず、真ん中に四角で囲っております変更内容の上から2つ目でございますが、平成20年度経営方針の戦略1-1、交通環境対策で掲げておりました航空機騒音対策につきましては、平成20年度末で空調機器の機能回復等工事にかかわる待機者をすべて解消しましたところから、平成21年度経営方針から削除いたしております。

また、その下の戦略1-3、ヒートアイランド対策につきましては、政策推進ビジョンの重点施策に位置づけられるなど、対策にかかわるニーズの高まりを受けまして、

具体的取組の拡充を図っております。

また、その下の4の戦略1 - 4、地球温暖化対策につきましても、政策推進ビジョンの中に位置づけられるなど、対策の機運が高まっておりますことから、新たに戦略として掲げ、具体的取組についても詳細に記載したところでございます。

次のページ、上から3つ目の四角の囲み7でございますが、先ほども御説明いたしましたように、市民・事業者等との協働のもとに実施するごみ減量施策が市の重点施策となったことから、具体的取組の記載を拡充しております。

その下の8でございますが、ごみ焼却工場のあり方につきましても、昨年夏に森之宮工場の建替計画が一時凍結され、大阪のごみ問題について、市民・事業者等を巻き込んだ議論を行った上で、改めて検討がされることになったことを受けまして、具体的取組の記述を一部削除するなど、修正を行っております。

その下の9につきましては、長期的、安定的な処理体制及び最終処分場を確保することの重要性にかんがみ、新たに大阪湾フェニックス計画の推進を平成21年度経営方針の中に戦略として位置づけることといたしました。

また、平成20年度経営方針の最下段、戦略2 - 5、不法投棄の防止の項目につきましては、定常的な業務であり、処理量も大幅に減少しておりますことから、平成21年度経営方針から削除することといたしました。

次のページ、上から6つ目の四角の囲み13でございますが、本市におきましては、高齢化の進展に伴い、火葬需要が今後ますます増加することが予想され、将来の火葬需要に対応できる体制の確立に向けた検討を進める必要がありますことから、その指標となる火葬件数を新たに記載することにいたしました。

最後に、平成20年度経営方針の最下段に記載しております戦略5 - 2のうち、取組、他都市ごみの処理料金の改定につきましては、平成20年度におきまして、他都市からの搬入されるごみの処理料金につきまして改定を実施いたしましたことから、平成21年度経営方針から削除いたしております。

また、同じく戦略5 - 2のうち、取組、環境保全業務の集約化につきましても、平成20年度に各区の保健福祉センターの環境保全業務と環境保全部所管の規制指導業務を集約化し、生活環境監視センターが業務を開始いたしましたことから、平成21年度経営方針から削除いたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、主な変更内容につきまして御説明いたしました。どう

ぞよろしくお願いいたします。

(大住委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

(惣宇利委員) 事業系ごみが6割なので、それを減らすことが緊急というか、重要な課題だということで、1、2質問させていただきたいと思います。

私は、今、廃棄物将来予測等検討委員会という、民間といいますかね、NPOのグループが財団でやってるところの委員をやってまして、それには近畿2府4県で全部で175市町村ぐらいあるんですかね、そこの行政の方々が全部入っておられる委員会です。ポイントは何なのかというと、平成33年に現行のフェニックス計画が一応終わりますよね。その後、事業系ごみを中心として、これから廃棄物の燃えた後の状態も含めてですけど、それをどこに埋めるかということが、将来的には非常に重要な問題だと思うんですね。

そして、きょうの資料では一番最後のところで、今、高木部長さんが触れられました主な変更内容の9番ですかね。21年度の戦略2-2で安定的な処理体制の確立に大阪湾フェニックス計画の円滑な推進を掲げられています。そして、その右側の取組2-2-2で、関係自治体や関係港湾管理者と連携し、フェニックス事業の次期計画の策定に向け、国への要望活動を行うということになっています。先ほど申し上げていた廃棄物将来予測等検討委員会も、国への働きかけのためにやってる会議です。もちろん環境省の方も来ておられるわけですし、大阪市の方も入っておられます。

しかしそこで気になるのは、環境省の方はもう今のような状態ではフェニックス以降の埋め立ては、認められないと発言されています。なぜ認められないかというと、努力が足りないということをおられる。ごみが出た後で、それを最終処分場へ持っていく率を、最終処分率という言葉を使っているんですが、その最終処分率というのは、関西の平均は15.5%ぐらいだと。それを関東地域なんかと比較すると、結構見劣りがするということなんですね。とりわけ近畿2府4県の中では滋賀県がとりわけ高いですが、それと匹敵する形で大阪市の水準も非常に高くなっています。我々としては各自治体が努力していると受けとめられないというような厳しいことを、環境省の方は言っておられたんですね。

それからもう1つ、残り40%占める、事業系でない一般廃棄物につきましては、ここでも一応、検討すると書かれています。今、結構、関東の方ではごみの有料化が

進んでいますが、関西の方は有料化が余り進んでないと。だから一般廃棄物についても、事業系廃棄物についても、もっと努力してもらわないと、瀬戸内法との関係もあり、軽々には埋立は認められないということなんです。埋立地を次に確保せざるを得ないと言うんですが、だれが見てもやむを得ないなというところまで来てれば仕方ないが、努力されてないところでは困るという発言なんです。

経営方針には、局の目標像だから将来の話になるかもしれませんが、「環境先進都市大阪の実現」と書いてありますが、先進都市には今はちょっとになってないような気がします。ちょっと失礼な言い方もしれないけど。

要するに、もっと頑張るべきでないかということが、私の言いたいことなんです。そこをどう考えておられるか、ちょっと答えていただきたいと思います。

(環境局) 檜垣局長 まず、フェニックス計画にかかわってでございますが、今、委員がおっしゃっておられましたように、今2期計画が平成33年度までということで、私も廃棄物を持っていくところというのは、北港が平成26年11月までしか免許がございませんので、その後、安定的に場を求めるところというのは、フェニックス事業に頼らざるを得ない。ただ、今の時点では平成33年までしか2期計画がないということで、34年度以降は、本当にこれはどうするのかということで、非常に大きな問題であるのは1つでございます、これは全くそういうことでございます。

そのためには、やはり処分場を延命化する努力、これが当然のことございまして、その努力をまず市としてやるべきであるということで、これまでから6割を占める事業系ごみ、余りターゲットになってなかったわけでございます。全体のごみ量の中でも家庭系ごみについては、政令市の平均よりも、17政令市の中で下から4番目ぐらいに家庭系ごみについては少ない量でございますが、事業系ごみについては非常に多いという、これは背景として大阪市、事業所が20万事業所ということで、先ほどから御説明いたしておりますように断トツで高い、全国一事業所が多いという、そういう背景があるわけでございます。

そういった中で、私どもやはりごみを減らすという努力をするためには、環境省からおしかりを受けながら、どうするべきかということで、これは当然、事業系ごみに手を入れていかなければならないということで、既に昨年の早い時期に審議会から事業系ごみについての適正区分、適正処理ということについての意見をいただいております、あわせて昨年、市長の凍結発言等を受けまして、ごみの大幅な減量をし

ていきたいということでございまして、そのためには事業系ごみの徹底的な減量のために、先ほども20万事業所と言いましたが、この20万事業所に対しましてパンフレットを送付いたしまして、要は適正区分、排出者責任をより徹底していくということ、呼びかけをいたしました。

そういった結果、これは景気動向もございしますが、結果として平成20年度は135万トンということで、相当な減量効果が出てきたということでございまして、そういった意味では事業系ごみについても、かなりこれからいろいろな施策、審議会からいただいておりますので、その審議会の趣旨を踏まえまして、きめの細かい対応を引き続いてやっていく中で、事業系ごみについては減っていく、それによってよりごみが減量化され、最終的には市長が昨日申しましたように110万トン、これは平成19年度の148万トンに比べましたら38万トンの減ということでございまして、それは堺市の1年間のごみ量に匹敵するということでございまして、それをするためには25万トンの事業系ごみの減量を行っていく必要があるということでございまして、これは当然やっていきたいと考えております。

(環境局) 高木総務部長 1つちょっと補足でございますけども、環境省が言われてる、フェニックス騒動なんですけども、確かに首都圏と中部圏が今ごみが結局越境するという問題がありまして、首都圏のごみが東北であるとか、北海道であるとか。ごみの影響という意味で、それは近畿圏で逆はないということで、不適正処理、いわゆる外部不経済というのは今まで少ないのが近畿圏の特徴。ただ、逆に処分場があるからということで減量が進んでないというのは、これは現状になりますので、フェニックスの見方っているいろいろあると思いますけども。それと焼却施設の制度の問題、最終的に灰になるもの、どれだけ減量できるかということもございまして、トータルで考えていかないといけない問題かなとは考えます。

(惣宇利委員) 特にその点で、私がこの間の委員会でもらった資料では、ごみ発生量を分母にして、最終処分量を分子にする最終処分率です。この数字が関東方面は平均が13%から14%前後なんですけども、関西の方は、近畿2府4県では平均が16.2%と結構差があります。その中でも大阪はさらに高く19.3%という数字が出てるわけです。大阪市の場合は、ごみの量が多いわけでありまして、多いところの処分率の比率が高いというのは、国の目線から見ればもっと頑張ってもらいたいと思うので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

(小幡委員) 今の続きなんですけれども、実際、そのごみを焼却した後を減らす対策、処分率を減らす対策として具体的にどのようなものをされているのでしょうか。

(環境局) 大西施設部長 工場で焼却をいたしますけれども、焼却灰になります。その灰を最終処分場に埋めてるわけですが、最終処分を減らすためには、例えば熔融、ほかいろいろ方式がございますけれども、実は熔融処理された都市もたくさんございます。結構エネルギーがかかることもございますので、現時点では大阪市は全量焼却灰で処分しております。ただ、今後、今1つ工場をつくってるんですが、最終処分量を減らすために焼却灰の有効利用ということは今考えようとしております。選択としては、熔融とかいろいろ有効利用もございますけれども、現状では大阪市は焼却灰を最終処分場で灰として埋めています。その灰をできるだけほかの用途に有効利用したいなと考えてるのが現状でございます。

(小幡委員) その有効利用ですけれども、今のところはまだ具体的にないということですか。

(環境局) 大西施設部長 今、私どもの方の独自の処分場であります北港処分場、いわゆる夢洲にございますが、そこで灰を埋めた後、覆土といいまして、一部土をかぶせてるんですが、灰を少し処理をしまして、そういう一部覆土に利用するようなことで、購入してる土を減らすようなことで、処分場の延命を図りたいと決定してるところでございます。

(小幡委員) 他の都市ではやはり有効利用ということで、いろいろ考えられ、実施されてるんですけれども、有効利用のためにまた施設をつくってお金をかけていると。結局、有効利用するために、またすごくコストがかかっているということもございますので、そういうところに重々気をつけて御検討ください。お願いいたします。

それと、引き続きもう1点なんですけれども、分別収集をされてるんですけれども、分別収集された後、実際どうされているのか。一般ごみ以外のリサイクル等のために分別されてると思うんですが、実際、大阪市さんとしてどうされているのかを少し御説明いただけますでしょうか。

(環境局) 木村事業部長 分別収集を大阪市はやっておりまして、いわゆる普通ごみと、それから瓶・缶・ペットボトルなどの資源ごみと、それから容器包装プラスチック、大きくこの3つの分別収集をやっております。それで普通ごみは焼却対象になるわけでございますけども、資源ごみと容器包装プラスチックは、いったんそれを中継地で

集約をいたしまして、そこからいわゆるリサイクルするためにそれを梱包しまして、
ボール状態というか、固まった状態にいたしまして、それを今度リサイクルする業者
さんの方に渡すという形になってます。大阪市は梱包するまでが、要するに集約して、
中継地まで選別する業者が来まして、選別してそれぞれの固まりをつくるころまで
が、いわゆる分別収集といって大阪市の義務になってます。そこから先は、容器包装
プラスチックであれば国の指定法人の方に持っていきますし、それ以外のところは、
資源ごみなどは、大体民間で売却をしているという実態でございます。最終的にはリ
サイクルになるというルートになってます。

(小幡委員) そうしましたら、回収しましたのが100%リサイクルに回っていると理解
してよろしいのでしょうか。

(環境局) 木村事業部長 選別いたしますので、選別する過程で異物とか、瓶の色では
茶色や白とかできないものがまじってますので、そうしたものは避けていくという、
そういう作業がございます。

(小幡委員) 少し以前になるんですけども、大阪市の場合は分別したんだけど、
結局燃やしてるという、どこかからの話も聞いたことがございますので、そういうこ
とはないということによろしいんですか。

(環境局) 木村事業部長 そういうことはございません。

(小幡委員) はい、ありがとうございます。

(加茂委員) まず、これはこの経営方針を見た素直な感想なんですけれども、冒頭で局
長からの環境問題の解決に向けた中核的な部署としてやっていくというお話でしたが、
環境問題に取り組む中心的な部署としての確固たる決意表明というのが、ちょっと伝
わりにくいような気がいたしました。

それで、環境問題はものすごく目標の設定もしにくいと思うんです。1つの都市がち
よっと頑張ったぐらいで、ヒートアイランド対策で温度が1度下がるとも思えないし、
熱帯夜がたまたま1日減ったからといって、それがどういう因果関係かも証明するの
は難しいし、数字で目標を設定するのも非常に難しい。設定したとしてもその数字は
非常に操作性が低いものだろうと思います。ただ、だからこそ、総力戦でやらないと
仕方がないものだと思います。環境局さんだけでやる話でもないし、行政だけでやる
話でもないし、市民も巻き込まないといけないし、いろいろな人の協力を得てやって
いかないといけない。大阪市の中でその中心的な位置づけに誰がなるかと考えると、

やはりそれは環境局さんだろうと感じるわけです。

そういうふうを感じているという前提で質問が2つ3つあるのですが、まず、実は私は、ほかの大阪市近郊の自治体の行政さんで、新エネビジョンとか省エネビジョンの策定委員会の委員をやったことがあるんですけども、大阪市さんではそういう新エネビジョン、省エネビジョンというのがあるのかどうかです。もしあるのであれば、そこでの中身とのこの施策との連携が一体どういう関係になっているのか。もしくは新エネビジョン、省エネビジョンが特にありませんよということであれば、ほかに風の道という話が出てきましたけれども、それにかわるようなビジョン的な施策というのがほかにあるのかないのか。もしくは上位計画として、そういう環境に関するものがあるのかないのかということを知りたい。もしあるのであれば、それとの兼ね合いも含めて、ぜひとも中心的なお立場で、成果を上げていただきたいと思います。

あと、もう1つは特に交通局さんとの関係なんかはものすごく出てくると思うんですね。まず経営課題の1-1、冒頭が交通環境対策ですので、交通局さんとの連携が非常にあると思いますし、本当に環境局さんには、他局さんを束ねるような権限があってもいいと思いますし、そういうお立場でやっていかれると思いますので、他局との連携について、どういうふうにお考えなのかというのが2点目です。

それと、3点目はちょっと希望を込めた参考意見として聞いていただけたらと思うんですけども。環境問題は、先ほど申し上げましたように成果が非常にわかりにくい。しかし市民の方への啓蒙といいますか、市民の方の共感を得ていくというのは、立派に1つの目標となり得るようなことだと思うのですが、それが平成21年度は各経営課題にちりばめられていて、平成20年度は手段的な書き方をされておりました。これ手段だろうということでもちりばめたとおっしゃってるんですけども、手段的な書き方をするのではなくて、市民の方の意識を向上させるということそのものが大きな1つの目標だととらえていただければ、1つの目標になり得るような可能性もあったのではないかなと。議論がどうであったかわからないんですけど、そういうふうを感じるわけですね。

例えば私が省エネビジョンに関わらせていただいていた行政さんなんかでは、市民に対する表彰制度を創設するとか、要するに環境に優しい住宅を建てたら表彰するとか、環境に対する活動をしていたら何か褒めてあげるとか、そういう小さなことで市民の

人を少しずつ褒めていくことで、市民の方の啓蒙につながるとか、小さなことも積み上げることで、市民の方の意識が向上すると。そういう試みもやってはどうかという意見がありまして、やっていったんです。

そういう意味で、市民の方との協働という言葉は出ているんですけども、去年からそれも目標で挙げてらしたんですけど。協働と言ってしまうと、それは手段になってしまうんですけども、啓蒙というか、啓発というか、高い意識というか、環境というのは努力をしてもペイバックがないんですよね、お金的に得にならないんですが、環境に優しいことするとお金がかかるんですね。お金がかかるんだけど、環境に優しいことをしなければいけないと市民が思うような仕組みというか啓発、こういったことはものすごく重要だと思いますが、その点に対する記述が少し少ないのかなと感じました。それが3点目の希望的参考意見です。

あと、4点目、これも希望的参考意見なんですけど。何か私、ライトアップっていかなものかと実は常々思っておりまして、ライトアップしてるところにライトダウンキャンペーンの参加を呼びかけるって、施策的に見ても、少しおかしいような気がします。ライトアップそのものをやめさせるとか、そういう根本的な施策は難しいんですかね。その辺の感覚を個人的にはちょっと感じているということ、最後に感想としてつけ足しさせていただきます。

(環境局) 檜垣局長 これは確かにやはり使命感、我々やるというその決意が余りにじみ出てなかったかなと思っております。これは常日ごろから我々がやってる仕事というのは、市民生活に非常に影響の大きいものやと、それだけ期待されると、1日でも欠ければ非常に影響があるという、こういう意味での使命感と、それだけのものを担ってるという、ある意味では達成感、それを持たないといけないというのは、これ常日ごろから言っております、環境問題についても当然そのスタンスを持ってやるべしということ言っております。残念ながら、私ども局の関係は非常にマイナスイメージの部分も出されておまして、そういうものを払拭することに非常に精力を使っておるといのが一方でございます。

それらは反対に市民からの期待が大きいということ、これを我々ひしひしと今感じておまして、具体的に申し上げますと、昨年洞爺湖サミット以前は、余り環境ということは新聞でも全く載らなかったわけでございます。ところが昨年4月以降、1日たりとも環境ということが語られない日がないぐらい、環境問題について非常に大きな

関心が高まってきた。逆にそれだけの仕事をやれるんだということを、決意を持ってやっていかなあかんことをごさいますて、おっしゃるように、我々一人、環境局だけでやれる仕事でございませぬ、やはり総合的に対応していくべしということで、私どもが中核になりながら、旗振り役ということで牽引車としての役割を担っていきたいということで、今、局内でも言っておりますので、淡々と言っておりますが、内に秘めた決意は非常に大きいございませぬので、そのところどうか御理解いただきたいところでございませぬ。

まず、エネルギーの関係でございませぬ。大阪市におきましては、実は2010年度を目標に地域新エネルギービジョンといったものを策定いたしてございませぬ、具体的には低負荷型都市への移行であるとか、エネルギー資源の有効活用、さらに市民、事業者、行政の相互連携による導入を基本的な考え方といたして、将来的には新エネルギーの導入について取組を進めておるところでございませぬ。

もう1点、交通局との関係でございませぬが、交通局の関係で2つあるかと思ひます。やはりCO₂の削減という意味で、やはり公共交通機関を積極的に利用していただきたい、これは当然、私ども環境局として、各局との連携の中で推進をいたしておるところでございませぬ。さらに交通局、非常に多くの公用車を所有しておるわけございませぬして、これがエコカー化することが非常に意味があるということで、これは大阪市全体で公用車のエコカー化ということで、これは指針にも定めておるところでございませぬして、天然ガス、あるいはハイブリッド車等についての導入を積極的に進めておるところでございませぬ。

もう1点、協働という言葉の点についてでございませぬが、私ども、協働という言葉だけでは何もできないと申してございませぬして、むしろ意識を改革というか、市民、事業者が自らやるという意識づくり、これを持たないとだめだろうなと思ひてございませぬ、広がりも展開できないだろうなと思ひてございませぬ。これは実は私どもの審議会からの答申でも、まずはやはり意識づくりのためにきっかけをつくるのが大事だ、そのための支援をする必要があるということをおっしゃってございませぬして、そのことをベースにしながら私どもやっていききたいと思ひてございませぬ。協働ということでひとくくりにはできないと思ひてございませぬして、具体的にどうすればいいのかというのは、これは私、個人で思ひておるんですが、やはり継続と身近な場で取り組む、この2点がキーワードになるのではないかなということございませぬ。やはり市民、事業者の方々が意識を変え

ても、具体的にやろうとしたときに非常に大上段でなかなかできにくい部分がございますので、身近な場でやっていただく、それも継続してやっていただくということ、これはこれからの私ども、施策の中心的なポイントにしていきたいと思うわけでございます。あとライトアップについては、非常に言いにくい分でございますして、先日もライトダウン、本庁前でやりまして、非常に好評でございますして、これは全国的な流れの中で、私どももやっていきたいということでございますので、ライトアップを進める、そことどういふふうにするか、なかなか言いにくい部分でございます。

(環境局) 松本環境施策部長 環境施策部長の松本でございます。

ライトアップとライトダウンの関係は、非常に正直申しまして難しいんですけど、やっぱり民間企業さんの経済活動といった側面と、環境に配慮した行動といった、この両方がうまく両立していくべしという、非常にこれはどこまで行っても難しい問題ではなかろうかなと思っております。

それから、先ほどお話があったと思いますが、大阪市全体の環境に関する計画と申しますが、体系的にということをおっしゃっておられたように思うんですが、大阪市としての環境問題、環境というのはやっぱりちょっと幅広の問題で、広く取り出すと相当、もちろん緑化にかかわることありますとか、建物にかかわることありますとか、さまざまに広がっていくわけですけども、全体を網羅する計画としましては環境基本計画というものがございまして、これはまさに現在、新しい計画の策定に向けて検討中というところでございます。その基本計画にぶら下がるような形で、緑化計画でありますとか、関係する大阪市の施策の計画があるということですが、それを強力に一体的に進めていくというのは、なかなか大阪市も組織として大きいものですから難しいという現状がございます。何とかそれを実効あるものにしていきたいと思っております。

(惣宇利委員) やりとりを聞いてるうちに、また少し言いたいことがありまして申しわけないです。

まずライトダウンですけど、あの日は私もこの辺に最後までおりました。幸か不幸か、私のやってるごみゼロネット大阪もお使いいただきまして、それはありがたかったんですが。露骨な言い方で恐縮なんですけど、ここから見えるあのビルの真ん中から上ぐらい、全部電気がついていました。あの日は、ライトダウンしてるのに、あちこちで電気がついてるんですね。確かに今、松本さんがおっしゃったように、仕事してる

と、パソコンも動いてますし、全部消せと言っても無理だということはあるんですけど、少なくとも大阪市が本庁の玄関前でライトダウンやっていると、あちこちで電気がついてるといのは、どうかなと思いました。どうしてライトダウンができないかとか、どうして協力していただけなかったのか、もうちょっとフォローアップもするべきじゃないかなと思います。

それから次に、意識の問題ですが。私は環境問題というのは、人々の倫理観がものすごく高いときには倫理に訴えていけばいいかもしれませんが、今、倫理に訴えるのは非常に難しいと思っています。そのこと自体は悲しいことだと思っているんですが。

結果的に現状では経済的動機に訴えて、たくさんごみを出せば、その分、あなたはたくさん負担しないといけないですよ。しかし、ごみを減らせば、その分あなたの負担は少なくなって、ある意味得をされますよという、そういうことに訴えるという意味で、各自治体でのごみの有料化は進んできてると思うんです。

今、近畿2府4県で、生活系のごみで有料化しているのは100自治体ありまして、51%という数字があります。それから粗大ごみの有料化は104自治体、55.9%と、こういう数字があります。しかしこれらの数字は、関東圏とか他のエリアと比較すると、例えば関東圏の粗大ごみなんかは68.1%まで有料化していると。それから缶系のごみも56.1%はやってるということで、5%以上、あるいはもう10%近い差が出てるんですね。そういう中で、近畿2府4県の中心的な存在である大阪市の場合に、家庭系のごみの有料化については、審議会にかけて今から検討しますという形になってるんですけど、私はこの辺で、もっと我々も真剣にやるんだから、家庭のごみ出す人も真剣に考えてやってほしいということで、ある意味、大阪市と大阪市民が真剣勝負をする、一緒に環境を考える、そういうテンションの高い世の中をつくるということは、結果的にトラブルが少しは起こるかもしれませんが、いい方向に行くと思っています。議論が前面に出てきますので、そういうことをやってほしいなと思います。有料化を早くやるべきでないかというのが私の意見です。

もう1つの質問は、一番最初に檜垣局長さんの総括表の一番最後のところに、職員の定数を30%（1,000人程度）削減するとあります。削減されるのは立派だと思うんですが、一番最後の文章が非常に気になりまして、大阪市役所の全市的な対応が必要であると認識していると、これはどういうことですか。有料化とこの人員削減と、この2点についてお願いします。

(環境局) 檜垣局長 有料化につきましては、私ども経済的インセンティブを図るという意味で、事業系ごみについて、これをどうするかという、指定袋制度も含めて今議論しておるところでございます。家庭系について、今、考えてないということでございます。

(惣宇利委員) 考えてほしいな。

(小幡委員) 考えてない、どうしてですか。

(環境局) 檜垣局長 私ども、やはり今、本市のごみの傾向というのは6割が事業系ごみでございます、この事業系ごみをどう減らすかというのが、昨日、市長が110万トン、ごみ減量のための方針を立てたわけでございますが、家庭系ごみにつきましては相当減っております、もともとやはり政令市平均よりも少ないという実情がございます。まずは言うたら何ですけど、事業系ごみがやはりポイントになるのかなと思っております。

それと今、非常に痛いところを突かれたわけでございますが、30% (1,000名) の削減、局としての展開で言えばそうになってしまうわけでございます。やはり全市的にどうするのかということは、これ退職勧奨ということもちょっとここに書いておるんですが、1つやっぱり制度的に全市的にどう対応するかということにかかわってくるんだらうなということで、こういった書き方をさせていただいてるわけでございます。やはり削減というのは、環境局が減るということではなくて、全体的にどうするのかという問題にかかわってくるということございまして、そういった意味でこういう表現をさせていただいております。何もうちの局さえよければええということじゃなくて、市としてどうするのかということにつながってくるんだらうなということでございます。非常にちょっと答えにくい部分でございます。

(環境局) 高木総務部長 有料化の話ですが、いろんな議論があるんですけども、今やられてるのはフルコスト、いただかなければならないコストのうちの一部を手数料としていただこうという有料化ですね。これについて今、総務省と環境省、今、結構議論されておまして、それは手数料という、本来、税で執行すべき業務で、手数料を取るのはどうだと、これダブルカウントになるんじゃないかと、税を免除すべきじゃないかという議論が、取るのであればフルコスト取るのかという議論もあります。あくまでもこの環境省が言われてる、他都市もやられてるんですけども、やっぱりごみ減量の観点からの、あるいは意識づけとしての有料化でございます。だから我々も全く有料化を無視してるわけじゃないんですが、先ほど局長も言いましたように、まず大阪市

でできると、各家庭よりも商売やられてる事業系のところをまずやろうよと。それである程度ごみ減量をやっていくことによって、最終的にもうこれ以上、手はないよねというところで家庭系のごみというのは出てくるのかなと。現実には多量に出される方、10キロ以上出される方、もう今、現実有料なんで、大阪市も、少量の方だけが無料という扱いになっておりますので。あるいはマンションなんかでどうしても夜、とりに来てくれとか、そういう特別なサービスを求められる方は有料になっておりますので、全く無料というわけじゃないんですけども。一律有料にしますかという議論は、ちょっといろいろ議論があるかなと我々は考えてます、それが1点と。

30%（1,000人）の話は、これ我々、30%（1,000人）出したのは、もう本来、民間委託されてる都市、全面民間委託されてるコストよりも下げようということで、そこまで下げるためには給料を何ぼにして、ノルマをどうしたらいいのかということからはじき出した30%なんですね、これに給料の20%削減というのも入っとるんですけども。その結果で言いますと、結局、退職者が追いつかないという問題がありまして、これはうちの局だけで言いますと、退職者はある程度年度的にばらつきがあります。オール大阪でやっぱり、民間でしたら退職勧奨も大きくやられて削減されるんでしょうけど、なかなかそこはいかないという問題ありまして、ちょっとそのジレンマがあるという。ただ、現実にはこの職員が、今、新たに言われてます、ごみ収集も今まではとればよかったんですけども、逆に市民にお願いしたり、事業者にお願いしたり、あるいは規制的、あるいは啓発的な側面もありますので、そういうところに今活用してますので、決して余力があるという意味じゃございませんので、新たな展開で人が要るのかどうかというのも議論としてはあるのかなとは考えております。

以上です。

（大住委員長） 時間がないところで申しわけないですけど、1点だけ質問したいのです。

先ほどからいろいろとお話を伺っていて、やっぱり環境局さんの仕事って難しいなということを感じながら、ひょっとすると環境局さんの役割が、過去、例えば5年ぐらい前と、将来に向けて転換期にあるのかもしれない、これは局長のお話にもありましたけれども。ひょっとすると環境局が前面に出る局面が近づいているのではないかと思うのですけれども。といいますのは、いただいている経営方針の中で、目標像として快適で住みよい「環境先進都市大阪」の実現ということが掲げられていて、それは

冒頭、惣宇利先生が言われたことと関係するのですけれども、先進都市を目指すということは非常に素晴らしいことだと思うのですけれども、現状で何が先進的なのかよくわからないのですね。かえって先進ではなくて、劣っている面が結構目立つという印象ですね。であれば、だからこそ先進都市を目指すという意気込みは非常に素晴らしいと思うのですけれども、じゃあ先進都市というのは一体どういうイメージを持っておられるのかということがよくわからないのです。

これはちょっと失礼な言い方をしているのですけれども、それがひょっとすると局長冒頭の御発言が、ややインパクトに欠けるという印象を持たれた原因ではないか、加茂委員の言われた原因の1つではないかなと思うのですね。先進都市と言われるからには、こういう都市、環境都市をつくるというようなメッセージがあった方がいいのかなと思うのですね。そこが私は、随分気になっていて、それは加茂委員が言われたとおり、市民の皆さん、事業者の皆さんの意識と行動というところでもいいかもしれませぬし、もちろんその意識を高めるとか行動を変えてもらうために見える化するという要素も非常に大事なので、経済的なインセンティブを入れていくということもいいですが、それを1つの手段として考えるなら、環境基本計画の中で項目別の、例えば数値目標と、その数値目標に基づく行動計画、こういったことが多分書かれるのではないかと思いついて伺っていたのですけれども。民間企業ですと当然、環境会計ということになりますし、都市や地域におきまして、当然、先進都市では環境会計、あるいは環境勘定というものがつくられているはずですので、そういったものをおつくりになるなら、そういうものをもっと出されるということも環境先進都市のイメージとしては非常にわかりやすいです。先進都市自体の中身をどうつくっていくのか、過渡期であるという局長のお話もありましたので、中身をきちっと打ち出していただけるとありがたいと思います。

(惣宇利委員) その点、私ももう1点。

環境先進都市で数字、事業系のごみが問題だということなんですけれども、大阪市が平成22年以降、来年以降、ずっと事業系のごみの発生量をどういうふうにするかといったところの数字が出てきてるときに、22年から27年までは数字が固定されてますよね、あれは国に出した数字だからということで固定されてるんでしょうか。

具体的に言いますと、平成22年度の計画で、事業系のごみの発生量は、大阪市が言っているのは89万8,000トン、それから平成27年まで89万8,000トンということで、6割占

める事業系のごみを減らすという、数字はあるんですかね。

(環境局) 檜垣局長 まず委員長の御発言に対しましてなんですが、もともと環境先進都市大阪というのは、私ども大阪市の公害問題で先駆的な役割、これは全国屈指のいろんな取組をやってきたという、こういう歴史的な沿革がございまして、そういったことを受け継ぎながら、最近になって地球温暖化であるとか、あるいは全体の問題で環境問題が出てきたわけですが、そこから来ております。

今の時点で私ども考えておりますのは、やはり良好な都市環境の確保ということと、国が出してます低炭素社会、これの構築ということと、それと循環型社会の形成、これらを三本柱にしながら施策を進めていきたいということでございまして、委員長が先ほどおっしゃってありました、今後やはり先進都市ということであれば、具体的な数字も含めてということでございますが、先ほど松本部長が申しましたように、来年中に私ども環境審議会に諮問いたしまして、これは2つを諮問いたしております。今後の地球温暖化対策のあり方と環境基本計画の改定のあり方について諮問いたしまして、来年中にこれをそれぞれまとめるわけですが、当然、環境基本計画の改定の中で、いろいろな施策を打ち出すわけですが、今、委員長がおっしゃっておられたことにつきましても、十分参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

(環境局) 高木総務部長 この環境基本計画に載せておりますごみ量は、今、110万トンという数字出しましたので、ちょっと改定させていただいて、89.8というのは、もうその当初の数値ですので、もう全く違う79万トンくらいまで落とす、25万トンは落とすということで動きますので、これは変わっていきます。27年までに110万トンにしたいという目標になります。

(惣宇利委員) ああ、そうですか。了解しました。

(越井委員) 余り時間ないのかもわかりませんが、この経営課題でいろいろと挙げられておられます、ヒートアイランド対策とか温暖化対策とかごみ対策。こういう課題は、僕はもうこれ全部いいものだと思うんですが、これをどういうふう to 実現していくのかということについての具体的な取組、業績目標というのがあるんですが、もうちょっと具体的に、ハードな内容がないのかなと思うんです。それが意外ともものすごくテクノロジーに基づいたものであれば、ひょっとして大阪市のやり方が日本で一番先進的となるかもわからないので、最近の日本人は、だれでも温暖化ということ言います

から、温暖化ということ言うてる程度ではやっぱりちょっとまずい。もう少し具体的にそれを、コスト安く、エネルギーを使わずにどんなふうの実現するかということ、これが大事やないかと思います。こちら辺を、もう少し詳しく書いていただいたらありがたいなと思っています。

(環境局) 檜垣局長 革新的な環境技術というのは、大阪はかなりすぐれておりまして、かえって外国の方から大阪の環境技術は先駆的であるから、それについて教えてほしいという問い合わせもあるわけでございます。そういった意味で、そういったテクノロジーも含めまして、これは当然、環境局だけではできませんので、環境局中心に実はプロジェクトチームを横断的につくっております。そこで具体的に、本当に打ち出しできるもの、これを具体的に今、委員がおっしゃっておられましたように、余り漠然としたものではなくて、具体的に何をやるのかということを経験を今いたしております。そういうことで御理解のほど、お願い申し上げる次第でございます。

(小幡委員) 先ほど大住委員長からも出ましたが、環境会計もかなり成熟してきてますので、自治体でもつくっていらっしゃる場所あります。やはりこれだけの取組をされるんだったら、それを見える化、見えて数字に置きかえるというのはすごく説得力もあるし、よくわかりますので、このごみがどうリサイクルされているのかという、金額と数量を入れた環境会計の取組をぜひしていただきたいと思います。

(加茂委員) 最後なんですけれども、私、ほかの局との連携というのは、実は交通局さんだけのことを言ったのではなくて、例えば住宅の建て方にしても都市整備局であるとか、あと本当、夜型の生活にどんどんなっていって、夜にどんどんエネルギーを消費する生活をどうするのかという、生活にどこまで切り込むのかとか、あと空調の使い方にしても、ヒートアイランド現象の原因というのは空調ってものすごく大きいと思いますので、それをどうするのかとか、本当に環境局さんがやられることってものすごく幅が広くて多いと思うので、今、横型のプロジェクトもあるということですが、ぜひとも権限も含めてかち取っていただいて、ほかの局さんとも連携してやっていていただきたいなと市民として希望いたします。よろしくをお願いします。

(越井委員) 私は大阪市民なんですけど、環境局の方針を、具体的なやり方を、どういうふうに市民にアピールするかという方法の1つは回覧板、町内会の回覧板とか、いろんな方法あると思うんですが、あれをもうちょっと工夫してできんのかなと思うんですね。私も家庭で時々見るんですが、もうそのまま細かいとこ読まないと余りよく

わからんし、あれをもう少しアピールする方法がないかと。それと、局長が言われたほかの局との関係があるというのは、僕はそういう意味でも一緒になって事業をやるという考えを持ったらどうかなということちょっと思いました。済みません。

(大住委員長) 少し時間をオーバーしているようですので、ほかに特にございませんようでしたら、環境局についてはこれで終了させていただきます。

後日、何か御意見、御質問がございましたら、事務局に御連絡いただければと思います。

環境局の皆さん、お疲れさまでした。御退席ください。

(説明者交代)

(大住委員長) それでは再開をさせていただきます。

中央卸売市場の皆さん、本日はお忙しい中、御苦労さまです。第1回委員会では、近年の市場流通の減少という環境変化を踏まえて、市場の果たすべき役割、機能を再定義すべきといった意見がございました。今後の取組について、改めて御説明をお願いします。

(中央卸売市場) 天野企画運営担当部長 中央卸売市場、企画運営担当部長の天野でございます。

再び貴重なお時間をとっていただきましてありがとうございます。本来でございますと市場長が参りまして御説明すべきところでございますが、やむを得ぬ所用により欠席させていただいておりますので、私の方から、今、委員長からございました局経営方針についての、今後の中央市場としての取組につきまして御説明をさせていただきます。

中央卸売市場といたしましては、去る6月19日に開催をされましたこの行政評価委員会におきまして、委員の皆様方からいただきました御指摘、御質問に対しまして、適切な御説明ができませんでしたこと、大変申しわけなく思っております次第でございます。

また、局の経営方針につきましても、目標像、使命、経営課題、戦略及び個々の具体的取組におきまして、一貫した論理構成、あるいは展開がなされていないところがございまして、そういった御指摘につきましても真摯に受けとめておるところでございます。

大阪市の中央卸売市場は、西日本を代表する大規模かつ拠点的な卸売市場でございます。大阪市の初めとする近畿圏の大消費地への生鮮食料品の安定的な供給を行って

いるところでございます。流通の結節点といたしまして、その果たしている機能、役割は依然重要であると認識しているところでございます。

中央卸売市場におきましては、私ども大阪市が開設者の任に当たりまして、その中で卸売業者、仲卸業者等がそれぞれの役割を果たしているところでございますが、この中央卸売市場の取扱量、あるいは取扱高が緩やかな減少傾向にあると、また一方で市場外流通が増大しているということもございまして、市場取引を取り巻く状況は非常に厳しい状況にございます。こうしたところから、本市の中央卸売市場を取り巻く経営環境を十分認識をいたしまして、今後の目指すべき中央卸売市場の目標像、使命及び市場に対する市の役割につきまして、いま一度検討を行いました上で、その目標像、使命を実現するための経営課題、戦略及び個々の具体的取組につきまして、再検討を加えまして、局の経営方針の再構築を行ってまいりたいと考えているところでございます。

その時期でございしますが、本年度、地方自治体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、経営健全化計画を策定するということになってございまして、この計画を議会に提出いたします来年の2月までに、局経営方針の再構築を行ってまいりたいと考えております。この再構築に当たりましては、改めて事業分析を検証いたしまして、前回、委員長からの御指摘もございましたS W O T分析ももう一度見直しまして、一貫した論理構成、展開が図られるよう再検討を行ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の方からの説明は以上でございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(大住委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

(惣宇利委員) これは事務局の方に聞くのが筋かと思うんですが、これからのタイムスケジュールはどんな感じになるんですか。来年の2月の市議会に向けて案をつくられるということでもいいんですか。

(中央卸売市場) 天野企画運営担当部長 私ども、平成22年度の局経営方針に向けての再構築ということで考えております。健全化計画は来年の2月に議会へ提出いたしまして、その御審議を得た上、総務省に提出する運びとなっておりますが、この経営健全化計画、御承知のように資金不足比率がこの中央卸売市場、今度の決算見込みで

198.7%という非常に大きな数字でございます、基準の20%を大幅に超えておりますことから策定をするということになってございますけれども。この計画を策定するに当たりましては、今後の取扱高の見通しでありますとか、いろんな要素を議論いたした中で策定するものでございますので、それにあわせまして局経営方針の使命なり経営課題等につきましても、改めて前回いろいろ御指摘をいただきました内容を踏まえて再構築をしてみたいと、そういうことでございます。

(吉村部長) 22年度の経営方針案にそれを反映させていただくような予定で聞いておりますので、2月に行政評価委員会の開催をお願いしたいと思っております、その場では各局の経営方針案を御報告させていただこうかなと思っております。その中で、そういう中央卸売市場での検討の結果としての22年度経営方針案を御説明できるということで、スケジュール的に考えております。

(惣宇利委員) もう一度、平成22年の2月に再検討した結果を見せてもらえるということですか。

(吉村部長) はい。

(小幡委員) その経営健全化計画ですけれども、どういう方法で策定されるのかの御説明いただけますか。個別外部監査も必要なわけですよね、それ以外にもどういうことを考えていらっしゃるのかをお願いします。

(中央卸売市場) 飯田総務担当課長 総務担当課長の飯田です。

経営健全化計画は、先ほど申しました地方財政の健全化の法律の第23条第2項に、記載すべきことが書かれておりまして、それはまずは最初にこういう経営が悪化した要因の分析を書くと、それから何年から何年までの計画で経営を改善していくか、その計画の期間、3つ目が基本方針、4つ目が具体的な施策、どういう施策をとるか、5つ目が各年度におけるその施策の収入と支出の具体的な計画、それから6つ目が各年度の見積もった資金不足比率を、各年度ごとの資金不足比率を書きなさいと、最後に改善にかかわる必要な事項ということになってまして、これら記載するにあたって基本的に我々は、先ほど申しました経営課題等を含めて見詰め直す予定でございます。

この11月、12月ぐらいに委員の御質問がございました、個別外部監査を受けます。この外部監査の監査結果を十分踏まえることがその1つの要因と思います。それと計画そのものを客観性のある、実効性の高いものにするため、中央卸売市場として外部の専門家の意見をお聞きしたいと考えておりまして、1つは流通がどのようになっている

くか、市場外流通も含めまして、生鮮食料品流通について専門家の方に御意見をお聞きするという事。それと、そもそも経営健全化計画そのものが会計と経営の分析したものになると思いますので、公認会計士さんの御意見もお聞きして、外部の専門家の方の意見を踏まえて、また監査結果も踏まえて、最終的には12月から1月ごろまでには素案を策定して、2月に議会の方に上程してまいりたいと考えております。

(小幡委員) 個別外部監査ですけれども、その悪化した要因とか過去の経過、そういう分析も行うわけですか、それとも現状だけのこういう数字が出てくるけれども、それが正しいかどうかというだけになるんですか。

(中央卸売市場) 飯田総務担当課長 個別外部監査の対象としてるものは、経営健全化計画そのものではなくて、中央卸売市場事業についての事務の執行の状況についての監査でございます。恐らくそこでそもそも悪くなっている原因、それから取扱量が下がってるとか、売上高割使用料が下がってる、施設使用料が下がってる原因とか、そういうことをきちっと御指摘されると思うので、その指摘されたことについては、改善計画については盛り込んでいくべきかなと考えております。

(小幡委員) 最後に確認ですけど、それを11月、今、7月ですね、11月、12月に行うということですか。

(中央卸売市場) 飯田総務担当課長 監査の方は、これから議会の方の議決等が必要でございますので、恐らく11月、10月末ぐらいから12月の頭ぐらいにかけて監査をやっていただいて、公表が12月の一般会計の最後の本会議の方でしていただいたらなと思っております。議会の開催時期等のこともございますので、具体的な日にちはわかりませんが、そのような予定でございます。

(小幡委員) もう1つ、外部専門家の意見とかいうのは、いつごろから始められて、どういう形でされるんでしょうか。

(中央卸売市場) 飯田総務担当課長 現在、準備を進めておりまして、8月末ぐらいには意見聴取に入ってまいりたいと思っております。

(小幡委員) 最後に1つですけれども、それは中央卸売市場を続ける前提でされるという。

(中央卸売市場) 飯田総務担当課長 もちろんでございます。

(小幡委員) そもそも必要かどうかという議論は、どこかで検討はされるんでしょうか。

(中央卸売市場 飯田総務担当課長) その中でも専門家の御意見をちょうだいしたいと

思うんですけども、市場外流通がふえてることとか、それから生鮮食料品が緩やかな減少傾向に、取扱量が減少傾向にあるということは一方ではあるものの、まだまだ中央卸売市場が果たさなければならない役割は非常に重要なものがあると。やはり西日本の拠点市場としての役割とか多々あると思いますので、そのあたりをもう一度、検証し直しまして、局経営方針の再構築と経営健全化計画の策定に向けて努めてまいりたいと思っております。

(大住委員長) 1点だけですけれど、重要な役割が相変わらずあることは多分事実だと思うのですが、その役割自体がやや低下していると、そういう指摘だったですね。ですから、過去に比べて確かに重要性は落ちたけど、やっぱり重要だというだけでは足りないの、役割が縮小しているなら、その縮小した役割に対する対応ということになるのですね。ひょっとするとそうではなくて、新しいミッションがあるかもしれないというお話が惣宇利委員からあったわけですけども、東京の築地ですと、観光客が結構来ているのですね。余り数が多くなりすぎて、本業に差しさわるといってお話もあったので、やや規制をされているのですが、そんなことも可能性としてはありますねという御指摘をしていたと思います。卸売市場さんの方できちっとお考えいただければと思います。

よろしいですか。ほかにないようでしたら、これで終了させていただきます。

中央卸売市場の皆さん、お疲れさまでした。

(中央卸売市場) 天野企画運営担当部長 どうもありがとうございました。

(大住委員長) さて、最後に10分程度で本日の意見集約を図りたいと思います。総括的に何か御意見ございましたらお願いいたします。

(惣宇利委員) 本当にアバウトな発言で申しわけないですが、ざっとした感想としてこの間までのほかの局の経営方針もそうだったと思うんですけど、特に加茂委員が言われてることと、私は共鳴するところがあります。つまり、うちの局は何をする局かという、そして数字であらわすとすると、どんな数字がキーポイントになるかとか、何か大局観というのか、大筋のところはどうも見えてないというのか、何かそういうもどかしさがありますね。たとえば言うとか何か小さなことにこだわり、この木のこの枝を切りますとかいう話が多く、森全体としてこれどうなのかがわからない。全体としてこの森はいいのかなとか、その全体としていうところが抜けていて、この枯れてる木をあしたまでに切りますとかいう話が続いてるといって、そんなイメージが強いん

ですね。

私は経営課題、どの局も5つ前後、並んでいるんですが、あの並べ方について、何かもうちょっとどっしりと、なるほどなと思うようなものを並べてもらって、そして着実に1つ1つ実現してほしいなと思います。

(加茂委員) 私、やっぱり地球環境問題をもっとクローズアップして経営方針を書かれてもいいのかなとちょっと感じたんです。世の中の非常に大きな関心になっていて、その大阪市の行政の環境問題を担う中核とおっしゃったんですけど、中心になると思うんですよね。そういうとらえ方をされてないのかなというのは、少し不安に思ったんです。ものすごくたくさんやることあると思いますし、ものすごく難しいことだと思いますし、ものすごく幅の広いものだと思うんです。何となくお話を聞いていると、ごみとか埋葬とかいうイメージを一部分引きずっていらっしゃるのかなと思います。本当は地球環境問題という喫緊の課題を、もっと戦略的に統括的に総合的にやっていく中心となる部署なんだという自負があってもいいのかなというふうに思いました。

(惣宇利委員) その点で言うと、今、大阪市のいろんな局の名前が変わっていているから、私自身でも大変なところがあって、一般の市民はもっと大変だと思います。例えば環境局という言葉を使っているんですが、やっている中身は環境事業局なんです。環境事業局は何をやっているのか、ごみの収集と埋火葬事業なんですね、それがメインになっています。

環境局という言葉から来ると、まず大気汚染が問題だろうと、水質汚濁が問題だろうとか言って、だから環境問題ずっと並べていくといろんなものがありますよね、土壌汚染もありますし、いろんなものがある。そのうちの水質に関しては水道局と下水道局にお願いすると、それから大気は自分ところで新しく受け持つとか、じゃああと海洋汚染のところはどうするか、大阪湾の汚染をどうするかとか、港湾局に委ねるのか。

環境問題は複雑多岐に渡っており、もっと包括的にやらないといけないんですよね。にもかかわらず局経営方針の5つの経営課題とか戦略とかはごく一部になってしまっているんですよね。だから局の名前は環境局ですが、やっているのは全体の一部分しかやっていないという、その辺のずれがあります。局間の守備範囲についての整理がわれわれには見えてこないですね。

環境局なんですけど、今ここをやってますとか、このところはもっとオール大阪でこういう形で対応してもらおうと思ってます、とかいうふうにしないと、位置づけ

がものすごく不安定といいますかね、位置づけがはっきりしてない。だから木だけを見てるから、確かにこの木は枯れているとか、この枝を切らなければならないというのははっきりしてるかもしれませんが、全体が見えてないから、そんな木1本や2本切ったって全然関係ないじゃないですかということを、我々は言いたくなるわけですよ。

(加茂委員) 環境事業局のときの当時の位置づけを、市の中でそのまま引きずっていて、余り権限がないとかということだと、何かちょっとかわいそうという感じもするんです。

(越井委員) それは厚労省の強い指導がありますからね。私の経験では、うちの町で200トンぐらいごみというか廃材が出るんですが、それを今、発電して、私も自家発電をしているんですけれども、その許可もらうときには、環境局に日参しましたけれど、やっぱり厚労省の網があって、だから大阪市だけではなかなか動かないところがありましたね。

(惣宇利委員) たしか国の環境基本法ですかね、あれがあって、向こうが一応、コントロールしてますのでね。

(越井委員) 橋下知事みたいなああいう人やって、国に向かっていくということをするのかもしれないですが。

(小幡委員) それと、本当に環境というのは大阪市だけではできないので、大阪市の方から、まずは周りに発信していかないといけないですよ。大阪市の中でとどまっているということで、政策が小さいのかなという気がします。

(惣宇利委員) それと例えば美しい環境とかいう言葉がありますよね、清潔で美しいまちづくり。私は道頓堀あたりの委員会の1つ、2つにかかわっているんですが、例えば道頓堀あたりへ行くと、もう道路にいっぱい看板が出ていて、歩くのにも支障を来すようなことになっていると、それは建設局の道路管理担当の所管になっているんですが、ああいう看板1つにしても、ちゃんと法律とか条例が守られてないんですよ。ひどいになると道路上で商売しているわけですよ。お店の中にテーブルと椅子が5つあって、そしてお店の外に椅子が10個も20個も並んでいるようになっているわけですよ。守られてないところで、急に守れと言っていくと、本当に体を張ってやらないといけないから、それは大変なことになるとは思うんですけども。しかし、守られていない現状があるというのは非常に悲しいことだと思います。

(大住委員長) きょう目標像の「環境先進都市大阪」の由来を伺って、ああ、そうかと、

よくわかりました。いや、残念ですよ、本当に。

(惣宇利委員) そうそう、残念なんですね。

(大住委員長) 先進都市というからには、もう環境会計が常識です。

(小幡委員) そうですね。

(大住委員長) 他の局と意見調整をして、あるいは束ねていくときに数値がないと話にならない。

(小幡委員) そうですね。

(大住委員長) やっぱり、私は、どうしても必要だと思うのですけれど。

かなり時間がもうたっていますので、このあたりでよろしいでしょうか。

それで、次回の委員会では、委員会の意見案に関する審議を行います。また秋以降に今後の行政評価のあり方を審議することを踏まえて、事務局より局経営方針評価にかかわる、この間の取組点検と今後の対応について説明をいただく予定です。

最後に、事務局から連絡事項お願いします。

(本田課長代理) 長時間の御審議ありがとうございました。

次回の委員会は9月7日、月曜日の14時から開催いたします。会場につきましては、本日とは変更になりまして、地下1階の第9会議室で開催させていただきます。御出席のほど、よろしくお願いいたします。